

# 要　望　書

(平成 27 年度県予算並びに施策に関する要望)

広島県市長会

広島県町村会

## 要　　望

県内の市町においては、住民に最も身近な基礎自治体として、安全・安心で、個性豊かな魅力ある地域づくりに全力で取り組んでいます。

そのような中、8月20日未明に発生し、甚大な被害をもたらした広島市北部における豪雨災害は、自然災害の脅威と防災・減災対策の重要性を改めて認識させられたところです。

また、急速に進行する人口減少や少子高齢化への対応など、単独の市町では解決できない喫緊かつ重要な諸課題も多く存在いたします。

つきましては、平成27年度予算編成にあたっては、市町を取り巻く状況をご賢察いただき、特に県との連携・協力が不可欠な次の事項について格別の御配慮を賜りますよう強く要望します。

平成26年10月28日

広島県市長会  
会長 松井一實

広島県町村会  
会長 吉田隆行

## 目 次

重点要望事項	1
一般要望事項（広島県市長会）	3
一般要望事項（広島県町村会）	11

## 重 点 要 望 事 項

### 1 防災・減災対策について

災害から住民の生命、財産を守り、安全で安心なまちづくりを推進するため、次の防災・減災対策について総合的かつ強力に推進すること。

- (1) 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業
- (2) 河川整備事業
- (3) 高潮対策事業
- (4) 治山事業
- (5) 土砂災害防止法に基づく基礎調査と警戒区域等指定の早期実施
- (6) 防災士等の地域の防災リーダー及び専門性を有する市町職員の人材育成

### 2 子育て支援対策について

乳幼児医療費公費負担事業について、所得制限の緩和や助成対象年齢の引上げ等により制度の拡充を図ること。また、国において子どものための医療費助成制度を創設するよう、強く働きかけること。

### 3 地域医療体制の確保について

地域の医療体制を維持するため、必要とする医師・看護師等の医療スタッフが確保される仕組みの確立や派遣医師・看護師の処遇改善等に対する財政支援など、地域の現状に即した支援策を講じること。

### 4 地域交通対策について

地域住民や島嶼部住民の生活に必要不可欠な交通手段である地方バス路線、コミュニティバス路線、生活航路等が安定的に維持できるよう、積極的かつ恒久的な財政支援措置を講じること。

## 5 森林整備に係る支援について

県産材の安定供給、森林資源の循環利用、森林の持つ公益的機能の維持・発揮の観点から、スギ・ヒノキ人工林の皆伐や皆伐後の再造林に対する助成制度を拡充するとともに、主伐後の再造林について、ナラ・クヌギ等の広葉樹による再造林も補助対象とすること。

## 一般要望事項（広島県市長会）

1 地域交通対策の推進について	3
2 保健福祉行政の充実強化について	4
3 生活環境の整備促進について	5
4 教育行政の充実強化について	6
5 道路等の整備促進について	7
6 防災対策の推進について	8
7 地域産業・経済の振興について	10

## 1 地域交通対策の推進について

地域住民の生活を支える交通体系を維持・確保するため、次の事項について措置されるよう要望する。

- 1 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線等に対し、安定的に維持できるよう、恒久的な支援措置を講じること。
- 2 島嶼部住民の生活に欠くことのできない交通手段である生活航路の安定的な維持・確保に向けて、航路の実情に応じた一層の積極的かつ恒常的な支援策を講じること。

## 2 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の一層の充実を図るため、次の事項について措置されるよう要望する。

- 1 福祉医療費公費負担事業費補助金制度における、乳幼児医療費公費負担事業について、所得制限をなくし、小学生を助成対象者とするよう制度を拡充すること。
- 2 精神障害者の福祉の向上を図る観点から、身体障害者、知的障害者と同様に、精神障害者を重度心身障害者医療費助成の対象者とすること。

また、65歳から74歳の本制度対象者（療育手帳⑧所持者を除く）については、後期高齢者医療制度への加入が任意であるにもかかわらず、県補助金の算定上、これに加入しているものとして、医療費の一割相当額が補助基本額に算入されることになっている。

このため、これを加入する医療保険の自己負担割合に応じた算出方法に改めること。

- 3 ひとり親家庭等に対する医療費の助成については、ひとり親家庭等の経済状況等を考慮し、所得制限額を所得税非課税から児童扶養手当の所得制限額まで、緩和すること。

また、現行の所得税額による判定方法では、税制改正の都度、所得控除額等が変更されることにより、実務的に煩雑になることから、所得制限については、所得税額から所得額（又は市町村民税額）に改めること。

### 3 生活環境の整備促進について

目撃情報や騒音被害が相次ぐ米軍の低空飛行訓練に対する住民の不安や動搖を取り除くため、次の事項について積極的な措置を講じること。

- (1) 住民の平穏な生活を守るため、騒音の実態を積極的に情報収集すること。
- (2) 騒音測定器の設置や防音対策の財政措置を講じるよう国に働きかけること。

## 4 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、次の事項について措置されるよう要望する。

- 1 社会の変化や要請に対応し、特色ある学校づくりを進め、きめ細やかで長期的展望に立った生徒指導や個に応じた学習指導の工夫改善を目的とする教員の加配措置の充実を図るとともに、新たな「公立義務教育諸学校の教職員定数改善計画」の実行を国に対して働きかけること。
- 2 小学校1・2年生における30人学級や、中学校における複数教員指導体制の充実を図ること。
- 3 学校における食育の推進を図るため、栄養教諭の配置を拡充すること。
- 4 障害のある児童生徒の教育の充実を図るため、地域や学校、児童生徒の実態に応じた教職員の加配や非常勤講師の活用など機動的・弾力的な教職員配置を行えるよう必要な措置を講じること。
- 5 障害のある児童生徒に適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援学級について1名の児童生徒でも新規の編制が行えるよう、学級編制基準の見直しを行うこと。
- 6 私立学校への運営費の助成制度について、保護者の負担の軽減と教育条件の整備向上のため、制度の拡充を図ること。

## 5 道路等の整備促進について

道路等の整備促進を図るため、次の事項について措置されるよう要望する。

- 1 交通安全の推進、交通事故の未然防止のため、新規道路整備に併せた信号機の設置、及び、交通事故が多発する場所（路線）への信号機を増設するための予算措置を講じること。  
また、歩車分離式信号機の設置、視覚障害者用信号機や高齢者等感応式信号機など、信号機の高度化を推進すること。
- 2 島嶼部の生活基盤である農道橋や広域農道上にあるトンネルなどの農業用施設が、恒常にその機能を果たすための保全計画策定、改修工事の実施等、施設の長寿命化を図るための事業を強力に推進すること。
- 3 広島県内の市町は、広島県建設事業負担金を広島県建設事業負担金条例（昭和 36 年条例第 12 号）に基づき事業種別毎の負担割合により負担しているが、地方財政法第 27 条第 2 項の趣旨及び行政実例（昭和 31 年 10 月 22 日自序行發第 106 号）を踏まえ、毎年度市町の意見を聞いたうえで、事業種別毎に市町の負担額を議決するよう見直しを図ること。

## 6 防災対策の推進について

防災対策の推進を図るため、次の事項について措置されるよう要望する。

- 1 急傾斜地崩壊対策事業の積極的な推進を図るため、十分な財政措置を講じること。
- 2 山地災害から住民の生命及び財産を保護するとともに、森林を保全して豊かな水源のかん養、生活環境の保全・形成などを図るため、治山事業について財政措置の拡充を図り、早期に事業を推進すること。
- 3 砂防事業の積極的な推進を図るため、十分な財政措置を講じること。
- 4 海岸保全施設整備事業等の高潮対策事業を積極的に推進すること。
- 5 浸水被害を防ぐ河川整備事業を推進すること。
- 6 住民の生命・財産を守るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査並びに警戒区域及び特別警戒区域の指定を早急に実施すること。  
また、当該区域指定の推進のために必要な措置について国に強く働きかけること。
- 7 地域防災力の向上を図るため、次の事項について、積極的な措置を講じること。
  - (1) 自主防災組織の育成を含む、住民への意識啓発や災害に備えた体制づくりのための支援を強化すること。

- (2) 広島県が主体となり、防災士等の地域の防災リーダーの人材を養成・育成するため、「ひろしま防災リーダー養成講座」の再事業化、知識・技能の向上のための再研修制度、登録制度など、積極的な取り組みを行うこと。
- 8 大規模土砂災害発生を地形、地質、気象観測データ等様々な角度から科学的に分析、検証し、各市の防災対策に活用できるよう、具体的な災害対応指針を策定すること。
- 9 局地的な集中豪雨等に係る気象状況の予測や本部体制の構築、避難勧告の発令などについては、状況に応じた判断・指示が必要となるため、県において、防災の専門性を有する市職員の育成を行うこと。

## 7 地域産業・経済の振興について

地域産業・経済の振興を図るため、次の事項について措置されるよう要望する。

- 1 スギ・ヒノキ人工林の主伐後の再造林に対する補助については、国の補助基準と同様に、ナラ・クヌギ等の広葉樹による再造林も対象とすること。
- 2 広島県産和牛の血統を活用したブランド化・生産振興・販売促進等の取り組みを強力に推進するため、広島県種雄牛の更なる造成拡大を図ること
- 3 畜産分野における新たな担い手の育成・確保に向けた和牛団地等の拠点施設建設に対する支援を講ずること。

## 一般要望事項（広島県町村会）

1	地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について	11
2	保健福祉行政の充実強化について	12
3	生活環境の整備促進について	15
4	教育行政の充実強化について	17
5	道路等の整備促進について	19
6	防災・減災対策の推進について	20
7	地域産業等の振興について	21
8	観光振興施策の推進について	23
9	新たなエネルギー施策の推進について	24

## 1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について

地方分権改革の推進及び町財政基盤の強化を図るため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- 1 地方の財源不足が常態化していることから、地方交付税の法定率引き上げを実施し、臨時財政対策債への依存状況を抑制するよう引き続き強く国に働きかけること。
- 2 福祉事務所の事務権限移譲に伴う財源措置については、特別交付税による措置となっているが、より安定的な財源として、普通交付税による措置とするよう引き続き強く国に働きかけること。
- 3 合併後 10 年が経過し、新たな行政課題に対応するため合併建設計画の見直しを行うことから、県においても計画に計上する県事業を積極的に推進すること。

## 2 保健福祉行政の充実強化について

地域住民の保健・福祉の増進を図るため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

1 安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するため、次の事項について子育て支援策を強化すること。

(1) 産後の母体の順調な回復と異常の早期発見を図り、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、産婦健康診査の公費負担について、恒久的な制度を創設するよう国に強く働きかけること。

(2) 病児・病後児保育制度については、非常勤の看護師を配置した施設や年間の延べ利用児童数が 10 人未満の施設に対して施設運営費の一部を補助するなど県独自の補助制度を設けること。

(3) 乳幼児医療費助成制度については、加入年金制度による所得制限の差を見直し、被用者年金制度加入者の制限額に統一するとともに、県による補助対象基準を上回る助成を市町が独自に行っている実態に鑑み、地域間の格差を是正するために県の乳幼児医療費助成の対象年齢を引き上げること。

また、乳幼児医療補助制度を早急に創設するよう国に対し強く要望すること。

2 医師不足が深刻な中山間地域の医療体制を確保するため、救急勤務医、専門外来の医師、看護師などの医療スタッフの確保等について、財政支援などの積極的な措置を講じること。

3 予防接種事業を拡充し感染病予防を効果的に実施するため、おたふくかぜワクチン及びB型肝炎ワクチンについて、予防接種法に基づく定期予防接種の対象とするよう引き続き国に働きかけること。

- 4 がん検診及び精密検査の受診率向上のため、広域的な集合契約に向けて、現在WGの中で協議しているところであるが、引き続き受診しやすい体制づくりに向けて協議を進め、各地区の医師会単位から調整を行い、個別検診を積極的に推進すること。
- 5 介護保険制度の安定的かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう国に対して働きかけること。
- (1) 公費負担割合の引き上げ、保険料・利用料の抑制を図るとともに、制度の地域間格差が生じることのないよう介護保険制度の見直しを行うこと。
- また、保険料負担とサービスの公平化の観点から、介護保険財政の広域運営など、制度の抜本的見直しを行うこと。
- (2) 低所得者が十分な介護保険サービスを利用できるよう、次の事項について国の責任において財政措置を含めた総合的かつ統一的な対策を講じるよう国に働きかけること。
- ア 認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームにおけるユニット型個室にかかる居住費の利用者負担については、低所得者が十分なサービスを利用できるよう補足給付費等の更なる軽減措置を講じること。
- イ 現行の補足給付費などの低所得者への所得補償的な目的を持つ経費については介護保険の枠組みではなく、国が責任をもって別枠で対応すること。
- 6 精神障害者についても重度心身障害者医療費公費負担事業の対象者に加えること。
- 7 国民健康保険制度の健全な運営を図るため、保険財政安定化事業の拠出金が交付金を上回る場合、差額を補てんするなど十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

- 8 離職により住居を喪失した者に対して、公共職業安定所の斡旋により住居が確保され、同時に生活保護が適用された場合については、その全額を国または都道府県の負担となるよう国に働きかけること。
- また、当該被保護者を生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者として、可能な限り受け入れが行われるよう国に働きかけること。
- 9 老人保健事業推進費等補助金（原爆分）については、被爆者を多く抱える自治体に対して十分な財政措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。
- 10 社会福祉施設の整備を進めるにあたり、次の事項について現状を把握した上で柔軟かつ効果的な対応策を講じること。
- (1) 明許繰越し後の事故繰越しについては制度上認められているため、再繰越せざるを得ない実情を十分に理解していただき、制度の原則に沿った対応を求めるとともに、広島県介護基盤緊急整備基金補助金の対象事業として実施できるよう配慮すること。
- (2) 遊休財産の有効活用と地域福祉の向上を図るため、未利用のままとなっている国や県の施設を町や福祉事業を担っている社会福祉法人等に無償譲渡すること。
- 11 県からの移譲事務のうち僅少な事務や専門性の高い事務などについては、人材育成に時間要することから、市町間の連携による効率化の仕組みを構築するなど、事務移譲に伴う負担の軽減を図ること。

### 3 生活環境の整備促進について

地域住民にとって真に快適で安全な生活環境づくりを促進するため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

- 1 地域交通対策の充実強化及び地域の振興を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。
  - (1) 交通空白地域における有償旅客運送事業の他市町域への乗り入れについて、関係市町間で速やかに合意が得られるよう地域公共交通会議で意見調整を行うなど、合意釆成に向けた支援を積極的に行うこと。
  - (2) 住民生活に直接影響を与える公共交通の維持運営を図るため、公共交通補完事業として実施しているタクシーチケット交付事業をデマンド交通と同様に県費補助の対象とするとともに、運行予約センターの管理運営費等に対する県の補助制度を創設すること。
- 2 日常生活航路は、離島で生活する人々にとって欠くことのできないものであり、特に腎臓透析患者にとってはまさに生命線であるため、同航路の安定的維持・確保のため、補助制度等の拡大や新たな支援制度の創設など、積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。
- 3 県においては交流・定住促進事業を推進しているところであるが、高齢化が進んでいる中山間地域では特に若者、子育て世代の定住を促進する必要があることから、首都圏等大都市圏に住む若者等のニーズを掘り起こし、中山間地域への定住につながる施策について積極的に進めること。

また、定住者誘致を行うにあたり、瀬戸内海や島の魅力とともに中山間地域の魅力についても積極的に発信すること。

- 4 米軍機による低空飛行訓練及び休日・夜間訓練の中止並びに防音対策等の財政措置を講じるよう国に対して強く働きかけること。
- 5 総合的な空き家対策を図るため、次の事項について県と市町が連携して国に働きかけること。
  - (1) 住宅用地の固定資産税は、空き家の敷地であっても課税標準の特例措置が講じられており、空き家を除去せずに放置する一因にもなっているため、空き家の住宅用地に対する固定資産税の特例措置を見直すこと。
  - (2) 老朽化した空き家の強制的な除去について、現行法令による措置は対象や内容が限定され、運用基準も明確になっていないため、老朽危険空き家の除去等の代執行を行う場合の権限や運用基準、除去などの費用負担にかかる法制度を整備すること。

## 4 教育行政の充実強化について

将来を担う子どもたちを心豊かにたくましく育成するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- 1 幼児教育の推進のため、幼稚園就園奨励事業の推進と継続的な運用を図る必要があることから、幼稚園就園奨励費補助金について、補助率3分の1により確実に交付するよう、国に強く働きかけること。
- 2 学校教育施設の耐震化について、学校施設環境改善交付金の重点配分など、町の負担軽減につながる財政支援を平成27年度以降も継続するとともに、交付金の金額の算定については、校舎の実態に応じた国庫補助単価を設定するなど、補助額の拡大を含め、きめ細やかな対策を講じるよう国に強く働きかけること。
- 3 公立小・中・高等学校において、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育が適宜適切に実施できるよう、次の事項について積極的な措置を講じること。
  - (1) 小学校における35人学級の編制を、3年生まで拡充すること。
  - (2) 小学校の養護教諭の加配については、中学校と同一基準とすること。
  - (3) 特別な支援を必要とする子どもについて、それぞれの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、特別支援学級の教職員定数を見直すこと。
  - (4) 司書教諭の多くは学級担任等が兼任し負担が増加する中、司書教諭としての役割が十分果たせていないため、専任の司書教諭を配置すること。
  - (5) スクールカウンセラーについて、配置校以外の学校・公民館・役場等でも指導が可能となるよう制度の充実を図ること。

- (6) 指導主事などの派遣による学校訪問や授業指導が十分に行われるよう関係予算を確保すること。
  - (7) 中高一貫教育校において、中学校、高等学校の連携や交流を一層深めるため、地域や学校の実態に応じた教員の加配を検討すること。
- 4 県立高等学校の在り方については、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」により県の方針が打ち出されたもの的一律的であり、その目標達成には状況的に厳しいものがあるため、地域の将来に大きく影響する県立高等学校がこれからも存続できるように柔軟に対応すること。
- また、生徒の全国公募にあたっては、生徒の受け入れ体制を整備するほか、クラブ活動活性化のための教師配置や生徒の寄宿舎整備など教育内容・教育環境の充実を図ること。
- 5 小学校統廃合に伴う遠距離通学費補助については、統合後5年までとなっており、スクールバス運行経費が財政負担となることから、国・県の制度を見直し、期間を延長すること。
- 6 統廃合により廃校となった校舎の有効活用を促進するため、耐震改修費用に対する財政支援制度を創設すること。

## 5 道路等の整備促進について

均衡ある道路網の整備や社会基盤の整備を促進するとともに、安全・安心で暮らしやすい地域基盤を創造するため、次の事項について強力に推進すること。

- 1 社会資本整備総合交付金をはじめとする道路整備に関連した交付金について、従来以上の予算を安定的に確保するよう国へ働きかけるとともに、県においても町の事業が着実に実施できるよう配慮すること。
- 2 地域が真に必要としている道路整備を遅らせることのないよう次の事項について特段の措置を講じること。
  - (1) 地域間の連携を図る広域的な道路ネットワークの形成のため、地域高規格道路を早期に整備すること。
  - (2) 渋滞緩和、安全な通学路、災害時の避難路、支障木の撤去など、住民生活に密着した道路の整備、改良を促進すること。
  - (3) 歩道の整備や信号機の増設など、交通安全施設の整備を一層強化充実すること。
- 3 農業農村振興のため、計画に基づく広域農道を着実に整備すること。
- 4 市街地域など、道路沿線の一体的な整備を促進するため、広島市東部地区連続立体交差事業及び関連事業を現計画どおり実施すること。

## 6 防災・減災対策の推進について

災害対策の充実と危機管理体制の強化を行い、安全・安心で災害に強いまちづくりを実現するため、次の事項について防災・減災対策を総合的かつ強力に推進すること。

- 1 河川の氾濫による洪水災害を防止するため、周辺住民の生活環境・自然環境に十分配慮しつつ、河川整備計画に基づく河川・護岸改修を促進するとともに、計画的な浚渫等の維持管理を行うこと。
- 2 海面上昇による異常潮位や台風による高波、高潮被害に備えるため、河川河口部や海岸における高波、高潮対策を促進すること。  
また、漁業活動の安全確保のため、広島港港湾計画に基づく防波堤の早期事業化を促進すること。
- 3 土砂災害から住民の生命・財産を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業を促進すること。

## 7 地域産業等の振興について

地域産業等の振興と地域経済の活性化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じること。

1 農業の果たす多面的機能を踏まえ、次の事項について農業振興対策を推進すること。

- (1) 農業・農村多面的支払事業における暗渠排水整備や水路補修などについて、事業採択要件や事務手続きの煩雑さが事業推進の大きな障害となっていることから、協定集落が取り組みやすい仕組みとなるよう採択要件を緩和すること。
- (2) 地域の特產品の生産拡大を図るため、次期中山間地域等直接支払交付金制度において、畑を「普通畑」と「樹園地」に区分するとともに、傾斜要件及び単価を田と同様とするよう国に働きかけること。
- (3) やる気のある新規就農者の経営の早期安定を図るため、ビニルパイプハウス等導入について、重点品目産地発展支援事業の採択要件を緩和すること。
- (4) 耕作放棄地を再生し、集落法人などをはじめとする担い手が農地を有効利用するため、国の耕作放棄地再生利用対策を活用する場合、県においても補助制度を創設するなど財政支援を行うこと。
- (5) 小規模営農団地を整備し、2020 広島県農林水産業チャレンジプランにかかる地域プロジェクトを推進するため、農業基盤整備促進事業の予算枠を拡大するなど財政措置の拡充を図るよう国に働きかけること。

2 森林資源を循環的に利用し県産材の安定供給と木材利用を推進するため、次の事項について積極的な措置を講じること。

- (1) 木材価格が低迷する中で、県産スギ・ヒノキの素材生産量の目標達成に必要な間伐から皆伐へのシフトと皆伐後の再造林が推進

できるよう助成すること。

- (2) 木質バイオマス利活用の普及促進を図るため、小規模施設についても補助の対象となるように基準の見直し及び制度の拡充を行うこと。
- 3 企業立地の支援については、広島県産業集積促進助成制度があるが、中山間地域においては特定の業種に限らず企業の立地が最重要課題であることから、地域の実情に即した新たな支援措置を講じること。
- 4 鳥獣被害が深刻な問題となっていることから、補助事業を拡充するなど継続的に支援するとともに、現状では銃による有効な駆除対策が行えない場合、効果的な駆除方法を積極的に検討すること。
- 5 森林の有する公益的機能を維持し、保全を図るため、松くい虫防除対策等関連施策を充実するとともに、松くい虫被害跡地について、水源林機能の回復を支援する制度を創設すること。

## 8 観光振興施策の推進について

魅力と活力ある地域をつくるには、各地の特性や資源を生かした観光振興が重要であることから、次の事項について適切な措置を講じること。

- 1 海水浴場の年間を通した有効活用を促進するため、積極的な P R 活動を推進するとともに、安全・安心に利用できる施設整備を行うこと。
- 2 国定公園の観光客受入体制を改善するため、トイレを設置するほか、県道に設置された案内標識を改善すること。

## 9 新たなエネルギー施策の推進について

東日本大震災を機に、火力、原子力が主力となっている従来のエネルギー構造からの転換が社会的な要請となりつつあることから、森林や河川、太陽光などの多様な自然資源を利用した新エネルギー・省エネルギー施策を推進するため、積極的な支援を行うとともに、引き続き国に対しても強く働きかけること。